

静岡産業大学教授会規程

(趣 旨)

第1条 静岡産業大学学則第40条（教授会）第4項の規定に基づき、教授会の組織、所掌事項及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 教授会には、教授会の議決を経て、構成員以外の教職員を出席させることができる。

(教授会の審議事項)

第3条 教授会は、当該各学部にかかわる次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、編入学、転入学、再入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長が司る教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の厚生補導に関すること

(2) 学生の懲戒に関すること

(3) 教育研究の計画及び方針に関すること

(4) その他教育研究に関する事項

(運 営)

第4条 教授会は、当該学部長が招集し、議長となる。

2 当該学部長に事故あるときは、当該学部長があらかじめ指名した教授が議長となる。

(会議の開催)

第5条 教授会は、原則として毎月1回開催する。

2 学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に会議を開くことができる。

(議事及び会議の運営)

第6条 教授会は、その構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。ただし、休職、海外出張または2か月以上にわたる長期欠勤等のため教授会に出席できない

いは、この定足数の計算には加えない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数の同意により決定する。
- 3 可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 4 教授会の開催日及び議題は、少なくとも開催日の3日前までに全員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

(専門委員会の設置)

第7条 教授会の運営上必要な場合には、学部専門委員会を置くことができる。

- 2 学部専門委員会は、学部長から委任された事項を審議し、教授会に上程または報告するものとする。
- 3 学部専門委員会の組織及び運営については、教授会の意見を聴き、学部長が定める。
- 4 全学専門委員会の組織及び運営については、大学協議会の審議を経て、学長が定める。

(記 録)

第8条 教授会に書記を置き、当該学部長がこれを委嘱する。

- 2 書記は、教授会の議事録の作成及び保管にあたる。

(事 務)

第9条 教授会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営の方法は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月22日改正）

この規程の改正は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年3月7日改正）

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。